

東松山市都市計画税条例の改正概要

【平成30年6月】

地方税法の一部改正に伴い、東松山市都市計画税条例において次に掲げる事項が改正されました。

(1) バリアフリー改修が行われた劇場及び音楽堂に係る都市計画税の減額措置の創設

特別特定建築物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、バリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る都市計画税額の3分の1に相当する金額を2年度分減額する措置が創設されました。

対 象：平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に工事を行った家屋
期 間：最初の2年度分

(2) 土地に係る都市計画税の負担調整措置の適用期限の延長

土地に係る課税標準の負担調整措置が延長されました。

期 限：平成32年度まで

【施行日 平成30年4月1日】